高浜町交通死亡事故防止対策事業補助金要綱

令和３年７月１日

告示第93号

一部改正　令和４年７月１日　高浜町告示第１０３号

（目的）

第１条　この要綱は、高浜町内に居住する満６５歳以上の者に対し、安全運転サポート車の導入に要する経費の一部について、予算の範囲内において、補助することにより、高齢運転者の交通事故の防止を図ることを目的として、当該補助金の交付に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定める。

（１）　自動車とは、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する自動車であって、自家用に供するものをいう。

（２）　安全運転サポート車とは、次の全ての装置を搭載した自動車で、かつ、「道路運送車両の保安基準」（昭和２６年運輸省令第６７号）に適合するものをいう。

ア 対歩行者衝突被害軽減ブレーキ

車載のレーダーまたはカメラにより前方の車両、歩行者等を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対し警報し、衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキを作動させる装置

イ ペダル踏み間違い急発進抑制装置

停止時または低速走行時に、車載のレーダー、カメラまたはソナーが前方または後方の壁や車両を検知している状態でアクセルを踏み込んだ場合に、エンジン出力を抑える等により、急加速を防止する装置

ウ 車線逸脱警報装置

車載のカメラにより道路上の車線を検知し、車線からはみ出し、またはそのおそれがある場合に運転者に対して警報する装置

エ 先進ライト

自動切替型前照灯（先行車、対向車等を検知し、ハイビームおよびロービームを自動的に切り替える機能を有する前照灯）、自動防眩型前照灯（先行車、対向車等を検知し、ハイビームの照射範囲のうち当該先行車、対向車等の周辺部分のみを部分的に減光する機能を有する前照灯）または配光可変型前照灯（ハンドル、方向指示器等の操作に応じ、水平方向の照射範囲を自動的に制御する機能を有する前照灯）。

（３）　県補助金とは、福井県による安全運転サポート車の導入に要する経費の一部を支援する「交通死亡事故防止対策事業補助金」（以下「県補助金」という）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助事業の対象となる者（以下、「補助対象者」という）は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）　申請時点において高浜町内に住所を有する者で、満６５歳以上の者（申請に係る年度内に65歳に達する者を含む。）

（２）　有効期限内の運転免許証を有している者

（３）　導入する安全運転サポート車の自動車検査証に記載された使用者と同一である者

（４）　町税に滞納がない者

（５）　申請に係る年度にかかわらず、本補助金の交付を受けていない者

（６）　県補助金の交付を受けている者

（補助対象車両）

第４条　補助対象とする車両は、補助対象者が主に運転する自動車で、県補助金の交付を受けた安全運転サポート車に限る。

（補助対象経費）

第５条　補助事業の対象となる経費は、補助対象者が安全運転サポート車を導入するのに要する経費（消費税および地方消費税相当分を含む。）から、国、県、その他機関等から交付される補助金額を差し引いた金額とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、2万円とする。ただし、補助対象経費が2万円を下回る場合は補助対象経費の額とする。

２　補助金は、補助対象者1人につき1回限りの交付とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　県補助金に申請し交付決定を受けたことが確認できる書類

（２）　運転免許証の写し

（３）　補助対象車両の自動車検査証の写し

（４）　納税証明書（町税）

（５）　振込先の銀行口座（本人名義）通帳の見開きの写し

（６）　その他町長が必要と認める書類

２　前項の補助金交付申請書（様式第1号）および添付書類は、県補助金の交付決定を受けた日の翌月末または交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定及び支払い）

第８条　前条の規定により提出された申請書は、実績報告及び請求書を兼ねるものとする。

２　高浜町補助金交付規則第９条の補助金交付決定通知及び同規則第１５条に規定する補助金等確定通知書を省略することができる。

（財産の管理及び処分の制限）

第９条　補助対象車両は、補助申請時点から1年間は、本補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、売却、または廃棄等の処分をしてはならない。ただし、本補助金の交付を受けた者の責任ではない事由により使用できなくなり、廃棄等の処分をした場合はこの限りではない。

（交付決定の取消し）

第１０条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

（２）　補助金交付申請の内容又はこれに付した条件に違反した場合

（補助金の返還）

第１１条　前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（補則）

第１２条　福井県の交通死亡事故防止対策事業補助金交付要領に変更があった場合は、当該補助金要綱の見直しを行う。また、県補助金が廃止された場合は、当該補助金についても廃止することとする。

２　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

（附則）

　この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

　この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

高浜町長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住　　　所 |  |
|  | 氏　　　名 | ㊞ |
|  | 電話番号 |  |

高浜町交通死亡事故防止対策事業補助金交付申請書（兼　請求書）

安全運転サポート車の導入に要する経費の一部に充てるため、補助金の交付を受けたいので、高浜町交通死亡事故防止対策事業補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添え下記の通り申請するとともに補助金の交付を請求します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付申請（請求）額 | 金２０，０００円 | | | | | | | | |
| 振込先 | 金融機関名 | | | | | | | 支店名 | 種類 |
| 銀行・信金  労金・農協 | | | | | | | 支店 | 普通  当座 |
| 口座番号（右詰め） | | | | | | | 口座名義人 | |
|  |  |  |  |  |  |  | フリガナ | |

添付書類

（１）　県補助金に申請し交付決定を受けたことが確認できる書類

（２）　運転免許証の写し

（３）　補助対象車両の自動車検査証の写し

（４）　納税証明書（町税）

（５）　振込先の銀行口座（本人名義）通帳の見開きの写し